

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人 環境 ISO 自己宣言相互支援ネットワーク JAPAN (略称：セルフデクル)		
代表者	理事長 清水 博	担当者	清水 博
所在地	〒 524-0011 滋賀県守山市今市町 1 3 9 番地 4 TEL: 077-582-7283 FAX: 077-514-9678 E-mail: iso@selfdecl.jp		
設立の経緯 ／沿革	全国津々浦々に環境保全活動の環が広がることを願い、平成 1 3 年 4 月から任意団体として I S O 自己宣言方式による環境管理システムの普及活動を開始したが、状況判断により同年 9 月から法人化に向けて作業を開始し、滋賀県の認証を受け平成 1 4 年 1 月 2 3 日設立した。		
団体の目的 ／事業概要	日本国に住所を有するあらゆる種類・規模の、法人か否か、公的か私的かを問わず、独立の機能及び管理体制をもつ、企業、会社、事業所、官公庁もしくは協会、又はその一部若しくは結合体（組織）に対して環境の保全を図る活動のメリットを啓発するとともに、環境 I S O 1 4 0 0 1 規格への適合の自己宣言方式を普及するための事業を行い、並びに、組織の活動、製品及びサービス（社会福祉事業を含む。）の質の向上を図るための事業を行い、もって公共の利益の増進に寄与すること		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	I S O 1 4 0 0 1 規格の用語の解説集及び逐条解説を作成しインターネット上で公表 環境審査登録制度に対抗する環境 I S O 自己宣言登録制度を平成 1 4 年 9 月にインターネット上で発表 滋賀県（元）中主町役場他 10 数社に環境 ISO 導入のコンサルティング実施 環境保全活動と業務活動を融合化して管理する環境経営の考え方、合理的な環境マネジメントプログラム作成の手法、法的要求事項特定の手法をインターネット上で公表 「環境への心づかいを深くし」、「コンプライアンス性を確実に」すれば世の中が安穏になるという考えのもと環境経営管理システム自主確立マニュアルと運用管理マニュアルを取りまとめインターネット上で公表 人・組織のあらゆる営みにより著しい環境影響を及ぼす側面を自己宣言方式により管理するセルフデクル構想を検討		
ホームページ	http://www.selfdecl.jp		
設立年月	2 0 0 2 年 1 月 * 認証年月日（法人団体のみ）2 0 0 2 年 1 月 1 7 日		
資本金/基本財産 (企業・財団)	0 円	活動事業費/ 売上高 (H17)	240,649/174,331 円
組 織	スタッフ/職員数 2 名 (内 専従 1 名)		
	個人会員 1 4 名	法人会員 2 名	その他会員 (賛助会員等) 名

■政策の分野

- ・ 地球温暖化の防止
- ・

■政策の手段

- ・ 制度整備及び改正

団体名：NPO法人 環境ISO自己宣言
相互支援ネットワーク JAPN
(略称：セルフデクル)
担当者名：清水 博

■キーワード

組織の煩悩を抑制し

環境への心づかいを深くする

コンプライアンス性を確実にする

① 政策の目的

狭義の環境活動に限らず地球環境に思いを及ぼさないあらゆる営みは著しい環境影響を及ぼすことを自覚し、ISO14001の手法でCO₂排出削減(=経費節減)の目標を掲げて実行する組織の環境保全活動の成果を自己宣言マークにより公表するセルフデクル方式を普及啓発する。

②背景および現状の問題点

審査登録方式では、①の政策目的に適う十分な環境管理システムでないため、様々な事故、不祥事、偽装、不祥事、不当行為等の発生が収束せず、組織の信頼を損なう行為に伴い発生するCO₂の排出を管理していません。例えば、組織の信頼を失う行為などを著し環境側面として管理しないなどの境側面の特定が十分でないこと、見直しを行わない環境方針は環境管理システムの継続的改善の原動力にならないこと、環境関連法以外について組織の環境管理システムの範囲外していることです。審査登録方式では組織の内面の改善に迫れません。

- ・ 従来の環境活動は規制等に係るものが主流で、広義の環境活動が見過されている。
- ・ これまでは環境活動を評価する指標に統一性がなく、社会の理解が得られにくい。
- ・ 組織の活動、製品及びサービスの質の信頼性を担保するものでない。

③ 政策の概要

地球環境を痛めつける人・組織のあらゆる煩悩(環境側面)を鎮めなければ生き物は地球に棲めなくなります。これを食い止めるには、人・組織のあらゆる営みが「環境側面」であると気付いてもらい、少しずつ欲望の節制に努めるよう、国連憲章又は改正憲法に環境理念(環境方針)として「地球環境への心づかいを深くして自由、平等、人権などを主張すべき」旨を盛り込み、総合的・有機的に循環型社会を実現していくことが必要です。

組織が環境への誠実さを競い合い、あらゆる者が挙って環境保全に取り組む循環型社会形成に活用することを願って、今や誰もが知るようになった国際規格ISO14001をベースとするセルフデクル方式を提唱し、普及啓発活動を行います。

セルフデクル方式は、あらゆる点で欲望を追求しすぎること「環境に著しい影響を及ぼす」と特定し、環境保全活動を金額換算で自己評価し、評価結果を自己宣言マークで表明し、人的・物的資源に余裕のない事業者、一般の生活者にとっても取組み易いものとします。

- ・ セルフデクル方式の啓発： 環境保全は必ず利益をもたらす活動であるという考え方のもと循環型社会形成に参画するインセンティブ及び自己宣言までの手法、自己宣言マークの普及方法をITツールにまとめてネット上で無限供給できる体制を整備する。
- ・ 環境保全活動の自己評価基準： CO₂排出権相場のように環境保全活動の評価基準を誰もが分る金額換算とする。例：CO₂1トン50,000円(2.31kg-CO₂/ガリソ1L115円)
- ・ 自己宣言マーク： 組織の環境方針・環境目標の達成状況を添えて環境管理システムをWebサイトに公表し社会から信頼性を得るようにする。社会に信を問う表示(自己宣言マーク)はISO14001の文字と(関係情報をあらいざらい提供する)WebサイトURLを添えた組織自らのロゴマークとする。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

普及啓発には5名以上の委員で構成するセルフデクル委員会が当たり、ISO14001環境保全セルフデクル方式をおおむね次の手順で普及啓発します。

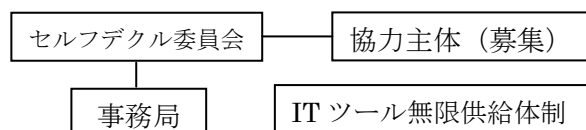
- ・セルフデクル方式とその実践方法の改良、啓発資料、啓発チラシのIT化
- ・セルフデクル方式をWebサイトに掲載し、誰もがこの方式にアクセスできるようにする。
- ・この方式採用の意向調査・アンケート調査票をWebサイトに掲載、電子メールで依頼普及啓発活動を確かなものとするため、全国の行政機関をはじめ全国のCO₂排出抑制に影響をもつ業種のできるだけ多くの組織にこの方式への賛同を求めると共に意識調査に回答していただくよう電子メールで促す。
電子メールの送信に全国の環境カウンセラー協会等の協力を得ることを打診
- ・セルフデクル方式実践組織の環境保全取組状況等、調査の回答を受信、集計、分析
回答の受信に全国の環境カウンセラー協会等の協力を得ることを打診
- ・既に自己宣言している組織やea21認証事業者に自己宣言マークを用いるよう働きかけるとともにセルフデクル方式に賛同するISO14001認証事業者に自己宣言方式を併用するよう申し入れる。
- ・さらに、これらの組織の関連事業者に自己宣言マークを用いてもらうよう環境管理支援のネットワーク化を奨める。
- ・この政策の実質主体となるセルフデクル方式を採用して環境活動に取り組む組織（地球温暖化防止の原動力）には：
 - *1 組織が経費を1割節約した場合、又は、経費の節約余地がなくても業務実績が1割向上できればCO₂排出の1割削減とみなして、CO₂1トン50,000円として経費節減額からCO₂排出削減量を算出してもらう。
 - *2 累積負債を抱える行政機関・団体はCO₂1トン50,000円としてその負債削減と連動させてCO₂排出削減率を算出してもらう。
 - *3 財政に余裕のある企業・団体は計画的に国際的なCO₂排出権相当額（CO₂1トン5,000円）を循環型社会形成、地球温暖化の防止に振り向けてもらう。

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

セルフデクル委員会： 5人事情の委員で構成、セルフデクル方式の内容の検討とその承認
セルフデクル方式の普及・啓発等を担当する協力主体の募集
環境保全活動の自己評価基準の設定
毎年度の計画・目標の立案とセルフデクル方式の実績の公表
国連憲章や日本の改正憲法に「環境理念」を盛り込むことを提言

セルフデクル委員会事務局： 提案団体であるセルフデクルが担当
セルフデクル方式の普及とその信頼性を確保するあらゆる事務を処理する。

協力主体： 普及啓発を担当する。
全国にネットワークを有する環境カウンセラーのような団体に協力を打診する。



実質主体（ISO14001環境保全セルフデクル方式の取組組織）

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- CO₂1 トン 50,000 円（2.31kg-CO₂/ガソリン1L）の環境活動の評価基準を適用する場合、京都議定書の遵守目標 6% + 8% = 14%削減を達成するための目標値を国内の行政機関、団体、企業、普通の中小事業者・家庭などに割り振り、それらの負債削減、財政改善、家計改善と同時に国としての CO₂排出削減目標を計画立案することができます。
- セルフデクル方式は京都議定書の義務への貢献と行政機関の行財政改革の促進にインセンティブを与え、生活者にも家計費節減（CO₂排出抑制）意識を高めることが期待できます。
- 国際的な CO₂排出権相場 CO₂1 トン 5,000 円を環境活動の評価基準を適用する場合、企業が計画する CO₂排出権相当量の資金を循環型社会形成に振り向けてもらうことができます。
- 自己宣言マークは環境への組織の誠実さを示すものとして、組織の活動、製品及びサービスに表示することで偽装の抑止に役立ちます。
- 自己宣言マークが家庭内に浸透させれば環境保全の取組みを国民にとって当たり前のことにすることができます。

⑦ その他・特記事項

改正憲法に次のような趣旨の新たな規範・理念を追加することが望まれます。

国民は何人もあらゆるときに、地球環境に思いをめぐらせて企画・行動するよう、環境への心づかいを注意深くする。

理由：

人間のあらゆる活動によって地球はじわじわと蝕まれています。
これを食い止めるために常に謙虚でなければなりません。

例えば、何かのイベントを開催する場合などで、1割経費を少なくすることを心がければ、そのイベントで発生する環境負荷を1割少なくすることができる計算です。
また、地方行政機関では地方自治法などの条文解釈を厳密にして条例化することにより、行財政改革を進めることができます。

大食い女をテレビ放映してもてはやするのが社会にどんな益をもたらすのでしょうか。
環境のことを考えずに、自由、平等、人権などを主張しすぎることも結果的に地球を痛めつけることにつながっています。

結果として莫大な環境負荷の発生を抑制できます。
常に、人間の一つ一つの営みに環境への心づかいを深くすることが大切です。

「環境」が基本権と同等に扱われることを望み、憲法改正が行われることを願っています。
「環境」の理念は構造改革・行財政改革推進の力にしたいものです。

- セルフデクル委員会は環境理念を検討し改正憲法に加えるよう提言する。
- 洞爺湖サミットにISO自己宣言都市の宣言マークパネルセッションを設けることを呼びかける。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人アクト川崎		
代表者	竹井 斎	担当者	新垣 辰夫
所在地	〒210-0005 川崎市川崎区東田町3-25 Tel:044-766-7021 FAX:044-200-3921 E-mail: act-kawasaki-jm@nihty.com		
設立の経緯 ／沿革	アクト川崎は、川崎市域で地球温暖化防止活動をするために発足し、川崎市の「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」の下、「かわさき地球温暖化対策推進協議会」と連携し、市民、事業者、学校、行政が行うそれぞれの地球温暖化対策活動の支援を行っている。 平成18年5月設立され、主に川崎市内で地球環境保全活動に取り組んでいる特定非営利法人である。		
団体の目的 ／事業概要	川崎市は、地球温暖化問題を地域から解決するため、「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、この計画の推進組織として「かわさき地球温暖化対策推進協議会」が発足し、その事務局を特定非営利法人アクト川崎が担っている。 「かわさき地球温暖化対策推進協議会」との密接な連携のもとに、川崎市の市民・事業者・学校・行政をはじめ、川崎市内の地球環境保全をめざす他のNPO、事業者と協働をはかりながら、川崎市における地球温暖化防止活動を推進している。 主な事業は、上記協議会の運営、情報発信（ニュース、ホームページ）、普及啓発（上映会、シンポジウム、講演会）、普及イベント開催などを実施している。		
活動・事業実績 （企業の場合は 環境に関する 実績を記入）	<p><平成18年度></p> <p>平成18年4月 川崎市より「かわさき地球温暖化対策推進協議会」運営を受託 平成18年8月 平成19年2月 ごみ問題連絡会議フォーラム共催 平成18年8月 11月 市内小学校出前講座（地球温暖化・新エネ・省エネ対策） 平成18年10月 環境教育における学社連携推進事業 平成18年10月 ウェブサイトで発信「川崎からStop地球温暖化」（サイト構築） 平成18年10月 平成19年1月 ニュースレターの発行 平成19年2月 川崎発ストップ温暖化展運営</p> <p><平成19年度></p> <p>平成19年4月 川崎市より「かわさき地球温暖化対策推進協議会」運営を受託 平成19年7月 「家庭における省エネ推進事業」に関わる研究会発足 平成19年8月 「総合的な学習夏期実技研修会」（教員対象）実施 平成19年10月 グリーン電力基金・地域共同プロジェクト交付決定 市民共同発電所プロジェクト設置 平成19年11月 川崎市民共同おひさま発電所募金活動開始 平成19年12月 川崎市民共同おひさま発電所事業キックオフイベント開催 （講演会&映画「不都合な真実」上映会）</p>		
ホームページ	http://www.web-k.jp/actkawasaki/index.html		
設立年月	平成17年12月17日 *認証年月日（法人団体のみ） 平成18年5月15日		
資本金/基本財産 （企業・財団）	平成18年3月31日現在 940千円	活動事業費/ 売上高（H18）	平成18年度 3,758千円
組織	<p>スタッフ/職員数 1名（内専従 1名）</p> <p>個人会員 28名 法人会員 11名 その他会員（賛助会員等） 9名</p>		

政策のテーマ 多様な事業者が参加するエコチケットを用いた省エネ商品の普及

■政策の分野

- ・地球温暖化防止
- ・社会経済のグリーン化

■政策の手段

- ・調査研究
- ・国民の参加促進

団体名：特定非営利活動法人アクト川崎

担当者名：原 徹

■キーワード	省エネ製品	エコビジネス	エコチケット	異業種連携
--------	-------	--------	--------	-------

① 政策の目的

家庭における省エネ活動の促進には省エネ製品の普及が欠かせないが、先進的な省エネ製品を販売しているにもかかわらず、市民（消費者）に対する動機付けが不足しているため、その普及が進んでいないのが現状である。そこで、家庭に関連する多様な事業者が連携して取り組む仕組みとして『エコちゃんずチケット』を提案する。

② 背景および現状の問題点

- 家庭からの二酸化炭素の排出量は増加している一方、市民の温暖化に対する意識も高くなっている。しかし、市民一人ひとりが日常の出来る範囲で努力はしているが、結果としてCO2の排出量削減に結びついていない。
- 先進的な製品が販売されているにもかかわらず、市民（消費者）に対する具体的な動機付けが不足しているため、それらの商品が家庭に浸透していない。
- かわさき地球温暖化対策推進協議会は、省エネの推進、グリーンコンシューマーの普及など様々な取り組みを行ってきた。その中で、市民と事業者の連携により、取り組み内容が豊富化するなど具体的な実践に結びついた事例がある。
- 以上の現状認識と活動の実績を踏まえ、家庭に関連する多様な事業者が連携する仕組み『エコちゃんずチケット』を提案する。

詳しくは、資料（参照多様な事業者の連携による家庭における低炭素生活への仕組みづくり（以下「報告書」と言う。）第1章～第4章）

③ 政策の概要

《エコちゃんずチケット（仮称）》の概要

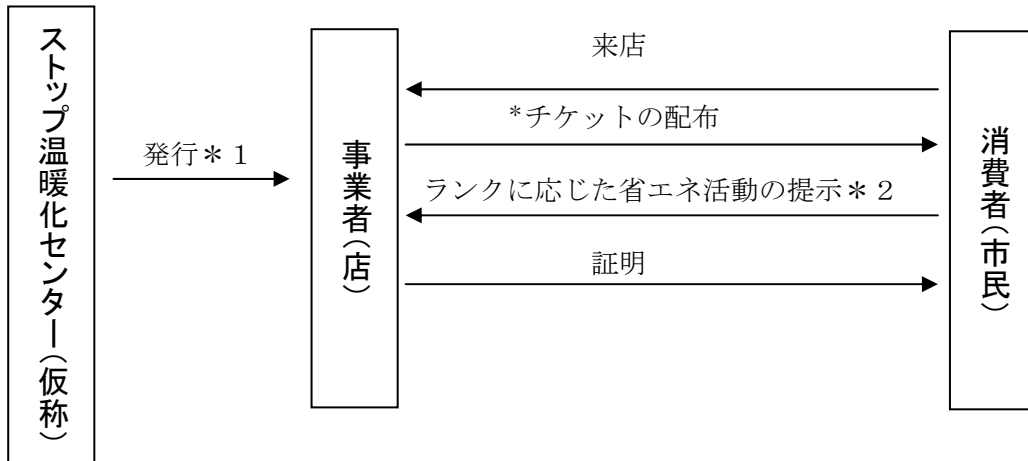
- 市民の省エネ意識の喚起を目的として、地域の事業者と協働で、省エネ活動のインセンティブとなる、ある価値を持ったチケットを配布する。
- このチケットは、1回だけの利用ではなく、3段階に分けて利用できる。1段階目は、宣言登録だけを想定し、2段階目、3段階目と、取り組む内容を高度化することで、消費者にはより一層の省エネ行動を促すと共に、事業者にはリピーターを増やすことが可能となる。
- また、このチケットは、電気、ガス、エコドライブ、省資源等の数種類発行し、業種を問わず地域内の事業者により、配布、価値交換して市民に還元する。このシステムで肝要なことは、異業種間連携により活動の社会性を高めることである。
- 協力する事業者は、顧客情報の獲得やリピーターの増大等のメリットがあるが、更に協力度合を高めるため、チケット発行数の多い事業者の表彰等も検討する。

詳しくは、資料参照（報告書第5章）

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

(1) エコちゃんずチケットの仕組み

(ア) ストップ温暖化センター（仮称）が発行し、事業者を通じて配布する。



*1 チケットは、ストップ温暖化センター（仮称）が発行した版下電子データを各事業者が、自己負担で適宜、編集、印刷して消費者（市民）へ配布する。

- *2 省エネ行動の資料提供
- 業種に応じた低炭素生活のためのチェックリスト
 - その他実践活動に役立つメニューなど
 -

(イ) 事業者は、提出されたチケットと引き換えにランクに応じた経費やサービスを提供する。
この場合、チケットと景品等との引き換えは、発行店に限らず、このシステムの参加事業者に通して行える。

(ウ) 段階別チケットの内容

Aランク、Bランク、Cランクの3ランクのチケットを、電気、ガス、自動車等々の分野別に発行する。

(エ) チケットの適用事例（電気分野）と価値

表面

エコちゃんず チケット 年月日 発行 **** *店		 エコちゃんず 500円分 200円分		 エコちゃんず 500円分 200円分		 エコちゃんず 500円分 200円分
	取扱店	証明印	取扱店	証明印	取扱店	証明印

裏面

年月日	わたしのエコライフ宣言	電気を大切に使うための チェックリストを記入しま す。	電気使用量	
住所	私は、地球温暖化の防 止のため、電気を大切に 使います。		年月	kW
氏名			前年同月比	kW

- * 1 ランク A、B、C に対応した景品ないしサービスを提供した場合、お店の証明印を押す。
- * 2 東京電力の「電気使用量のお知らせ」を見て記入する。

チケットの価値は、業種や事業者ごとに決め、それに見合う景品を提供する。

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

提案団体であるNPO法人アクト川崎は、川崎市域で地球温暖化防止活動をするために発足したが、川崎市が策定した「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」の推進組織である「かわさき地球温暖化対策推進協議会」と連携し、市民、事業者など、それぞれの主体が取り組む地球温暖化対策の支援を行なっている。

これまで、かわさき地球温暖化対策推進協議会は、省エネの推進、グリーンコンシューマーの普及など様々な取り組みを行ってきた。その中で、市民と事業者の連携により、取り組み内容が豊富化するなど具体的な実践に結びついた事例がある。

以上の実績を踏まえ、アクト川崎がストップ温暖化センター（仮称）を担う。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

《消費者への効果》

- * 消費者に省エネ製品を購入する動機付けになる。
- * 家庭における省エネ行動のきっかけを提供できる。
- * 省エネ製品を購入することで、家庭からの二酸化炭素排出量を低減する。

《事業者への効果》

- * 省エネ製品の販売を促進する。
- * 省エネに積極的な顧客を獲得できる。
- * リピーターが増加する。

⑦ その他・特記事項

検討課題

- ① 若年層においては、インターネットによるチケットの配布、登録、景品交換が有効と考えられるので、インターネット併用を検討する。
- ② 小規模店において、配布や景品交換、データ登録等の作業を負担できるか、また、軽減策を検討する。
- ③ チケットを市内共通とするか、発行店のみで通用するようにするか、協力事業者の意見を取り入れて検討する。

団体・組織の概要

団体/会社名 NPO 沼津まちづくり市民の会海風 47

所在地	〒410-0801 沼津市大手町3-2-22 TEL:055-952-8356 FAX:055-952-8356 (久世信一 TEL:055-921-6493) E-mail:sn-kuze@za.tnc.ne.jp		
ホームページ			
設立年月	平成10年9月26日*認証年月日(法人団体のみ)平成14年12月24日		
代表者	関澤 芳明	担当者	久世信一(事務局:市川保)
資本金/基本財産 (企業・財団)	PC,プリンタ、什器類寄付 (推定評価300,000円)	活動事業費/ 売上高(H17)	1,100,000/1,130,000円
組織	スタッフ/職員数 1/2 名(内専従 1名) ----- 個人会員 25名 法人会員 5名 その他会員(賛助会員等) 12名		
設立の経緯 /沿革	平成10年9月26日、市民有志で「沼津まちづくり会議」定例会1回を編成、第15回定例会議(平成12年4月)で、会の名称を「沼津まちづくり市民の会海風47」と決定。平成13年と14年に「沼津まちづくり計画21世紀の提言」と「重点施策の提言」を市長に提出。平成14年12月24日、申請中のNPO法人「沼津まちづくり市民の会海風47」が認可された。		
団体の目的 /事業概要	沼津は恵まれた自然があり、北条早雲、若山牧水、芹沢光治良など著名な人物を多く輩出した地です。しかし今は、川や海の環境は悪化し、まちには活気なく、東駿の拠点である沼津が大きな岐路に立たされています。 NPO「沼津まちづくり市民の会海風47」とは、こうした状況を打破するために地元の有志や沼津出身者が集まって論議をし、元気のある魅力的なまちにしようと行動を起こしている会です。		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	平成15年、16年、17年の春(6月)秋(11月)、18年の秋、毎年、加藤学園高校生(500~700名)、NPO海風47(8~12名)、地元有志(6~18名)で、我入道、牛臥海岸の清掃作業実施(クリーンアップ・キャンペーン協賛)。 西浦、立保窪田農園で柑橘類(主としてレモン)植栽、育成、採取作業を行い、さらにこの作業に「ユニバーサル園芸」運動である身障者の体験参加をNPOとして応援している。同農園の竹林間伐整備のための伐採後の竹を、適切に切断し、竹炭生産の計画を進めている。 NPO定例会として、毎月1回、活動方針、活動内容を論議し、具体的行動を決めている。また、毎月アーケード街の「ついたち市」運動に参加し、柑橘類、生活用品など地産地消への協力活動を行っている LRT導入観光産業振興研究会、我入道公園自然環境改善保全(大山邸跡地・石垣保護含む)		

政策のテーマ 生產品収入と環境管理収入とから成る第1次産業の新しい在り方

■政策の分野

- ・第1次産業（農、林、水産）

■政策の手段

- ・部門別環境管理評価
- ・評価委員会（従業者、学識経験者等）

団体名：NPO 沼津まちづくり市民の会海風 47

担当者名：久世信一

① 政策の目的

第1次産業の生産の場は自然環境である。従来第1次産業従事者は生産業務が主体であったが、本提案では生産の場である環境管理業務も報酬を伴う主体業務とする。生產品の売価はグローバルな市場原理に支配され、小規模経営は行き詰まって来ている。単なる格差補正の補助金とせず環境管理報酬を得られるとすれば、魅力ある挑戦産業になり得る。

② 背景および現状の問題点

現在第1次産業の従事者は高齢化が進み、若い後継者が得られないため、直接従事者の減少が著しい。農業では放置された休耕地が増え、人手を補う農薬を多用し環境の劣化が著しい。林業では間伐、下草刈りなどの森林保全が進まず、放置状態に晒される例が多い。漁業では遠洋漁業の減退で、沿岸、海面栽培、養殖漁業のウエイトが高くなっており、その生産の場は直接地域に密接した沿岸海水環境であり、養殖の生餌、排泄物などによる海水汚損を引き起こす。本提案によれば、生産者が評価報酬を期待できる環境管理業務にも力を入れることになり、環境改善保持が合理的・積極的に進むことになり、第1次産業の再興が期待される。

③ 政策の概要

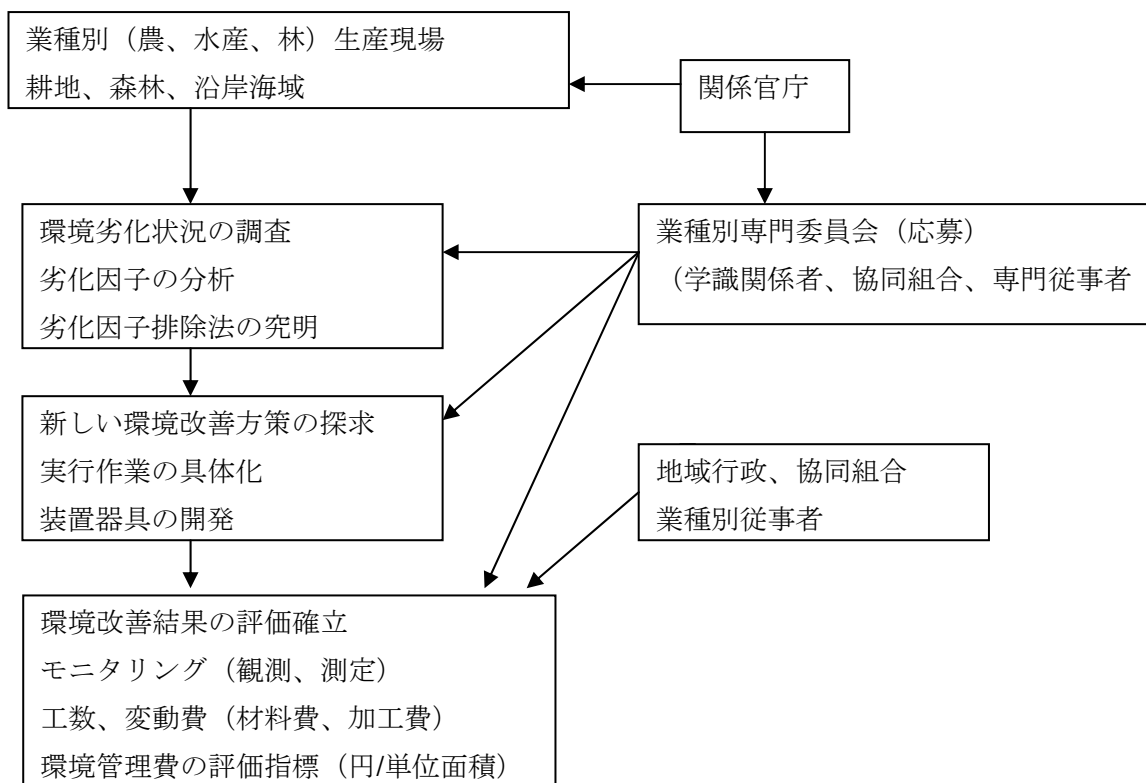
環境改善業務にのみに専門に取り組む産業は相当に限定され、拡大は難しい。環境改善に関する科学技術の進歩は、将来とも十分期待できるので、これを継続的に取り込む流れが必要である。第1次産業従事者が、生産業務と共に環境改善・維持管理業務に報酬が得られるならば、環境改善・管理業務に積極的に挑戦する流れができ、技術開発の促進を刺激する。

第1次産業は人類生存の基本産業であるにもかかわらず、わが国ばかりでなく、世界的にも経営的に難しい産業になりつつある。これは生產品売価がグローバルな市場原理に晒されてきたことにより、人件費の低さとか、大規模経営による生産性の高さとかが、生產品の原価を下げ、その競争の激しさで経営を圧迫してきているからである。この問題を解決する手段として、第1次産業は生產品の売価収入と、環境改善管理収入と得る産業としたことである。

この政策の第1の問題点は、環境改善管理業務の合理的な評価(数値指標)を定めることであり、先ず国が(農水省)農林水産の生産者代表、農林水産学術専門家、地球環境改善研究機関、関係省庁の委員による部門別会議を編成し、環境改善の具体的取り組みを討議し、基本的評価法(単位面積当たり等)を決める。この評価法を基にして、各自治体で地域ごと、年度ごと、目標(対象面積)を決めて、数値指標を適用する。

第2の問題点は個別査定とその検証実務である。基本的には行政の仕事であるが、申告、実地検査・測定・観測、モニタリングなど公平で第1次従事者が納得できる方法が必要である。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

第1次産業の生産業務と環境管理業務は直接の業種別（農、水産、林）従事者が行う。環境管理評価の検査・測定・査定は原則として行政側が行うが、モニタリングを含め直接従事者が行う申告制も考えられる。

環境管理法は原案を関係省庁と業種別従事者（組合）とで調査検討し作成する。この原案を業種別専門委員会で調査研究検討を加え、基本管理法を決定する。試行による実施経験を経て必要に応じて修正を加え地方条例化する。

環境管理目標は年度ごとに計画（具体的実施面積等）する。ゴミ処理リサイクルとか、地球環境（温暖化等）改善研究会等ともリンクする。

地方行政・業種別協同組合が全面的に行動を起こさなければ成らないが、その運動の推進を図るために、NPOまちづくり市民の会が各業種別専門委員会に応募参加し、環境改善に関する提案を行う。また、公平中立の立場で、汚損測定などモニタリングも含め要請により担当する。

実作業展開では森林公有地と、私有地とで扱いが異なるが、労働工数が不足する場合、直接従事者以外に外部以来（有料）となるが、学生（体験学習）、シルバー人材センターなどへの展開も考えられる。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

例えば、農業で米作りの場合、省力化のため水田で除草剤が多用されるが、水田から流れ出た水によるダイオキシン汚染が容易ならぬものであることが認知されている。このことから、環境管理評価獲得のため、除草剤を使わない耕種的抑草法、共生動物による抑草法、共生植物による抑草法などを取り入れる無農薬米作りが、自然に普及し環境公害防止改善が進む。

林業の場合、森林は木材生産機能以上に、その公益的機能である水源かん養、山地災害防止、生活環境保全などが重要である。国土面積の3分の2が森林であるわが国にとって、森林の荒廃は放置できない。森林の管理業務では、間伐、下草刈りおよび植樹が主体となるが、年度ごとに目標面積を計画して、実行結果に従って報酬が期待されることで、環境管理が積極的に進むことになる。

水産業の場合、生産の場は沿岸海水領域のウエイトが高くなってきており、養殖の生餌、排泄物、ヘドロ沈殿、漁業用具の破損放棄などによる海水・底汚染、汚損公害等、水産業による環境悪化が発生してきている。機械的還流・フィルターと、浄化微生物の培養投与等による浄化法が環境改善評価報酬の決め方で強く進歩できる。

⑦ その他・特記事項

環境改善維持管理報酬は第1次産業を引き継ぐ次世代の意欲目標になり、環境改善の新しい技術が継続して開発が進むことが期待される。

評価の方法は各業種で、具体的手段について調査研究討議を行い、評価の方法が納得され、継続的に環境改善が進む。

日本で提案実行された結果は、日本に見習えと世界に発信され、第1次産業のこれからの在り方が国際的にもローリングが進み、将来に向かって大きな希望となる。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	沖電機株式会社		
代表者	沖 弘充	担当者	門田 真紀
所在地	〒 720-0054 広島県福山市城見町一丁目 3 番 3 4 号 TEL:084-922-4495 FAX:084-922-4510 E-mail:okidenki@mx4.tiki.ne.jp		
設立の経緯 ／沿革	1963年 会社設立 1969年 空調冷凍機部開設 1973年 旭ヶ丘支店開設		
団体の目的 ／事業概要	家電製品販売及び修理 空調機器設計・施工		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年度、2006年度 省エネ型製品普及推進優良店 認定 (財) 省エネルギーセンター ・ 2006年 「チームー6%」に加入 		
ホームページ	沖電機株式会社で検索		
設立年月	昭和38年 2月	*認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日	
資本金/基本財産 (企業・財団)	1000万円	活動事業費/ 売上高 (H17)	2億2900万円
組 織	スタッフ/職員数 9名 (内 専従 名)		
	個人会員 名	法人会員 名	その他会員 (賛助会員等) 名

政策のテーマ 地球温暖化防止のための環境負荷税導入

■政策の分野

- ・地球温暖化の防止
- ・省エネ製品の技術開発及び普及・推進

■政策の手段

- ・家電3商品への環境負荷税導入
- ・

団体名：沖電機株式会社

担当者名：門田 真紀

■キーワード	環境負荷税	ラベリング活用	省エネ製品拡販		
--------	-------	---------	---------	--	--

① 政策の目的

- ・二酸化炭素排出量の軽減
- ・省エネラベリング制度の訴求と消費行動の変革
- ・環境立国として省エネ技術の向上と世界への貢献

② 背景および現状の問題点

我々に豊かな生活をもたらした高度成長と共にエネルギー消費は増加し、より快適で便利な生活を求めるライフスタイルなどから、家庭などの民生部門・運輸部門でのエネルギー消費量が増大している。生活用品の多くは大量生産、大量消費が当たり前、製品は安価であればお客様に受け入れられる。消費者も販売側も従来の意識だけでは「省エネへの取り組み」は遅々として進まない状況にある。多くの省エネ政策も国民生活にまだ浸透しているとは思われない。

③ 政策の概要

家電製品において「省エネ法の施行」また「トップランナー基準強化」など、策は導入されているが表面的で、実際購入されるものは大半が価格重視である。

一般的に省エネに配慮している製品ほど高価で、省エネ性に欠ける製品は安価な傾向にある。

またそれをより安く購入した者が「得」であるような消費行動は、地球環境改善に対しては大変不利である。

消費行動においても、省エネ性を重視し環境に配慮した製品を購入する人が「得」をえるような仕組みをつくる必要がある。つまり省エネ性に劣る製品を求めた場合は、環境や社会に負担をかけている分として『負荷税』を納め、その税収は環境意識の高い人へ、そして省エネ技術を向上させる研究費として製造事業者に戻元、また環境省の温暖化防止対策費としても活用する。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

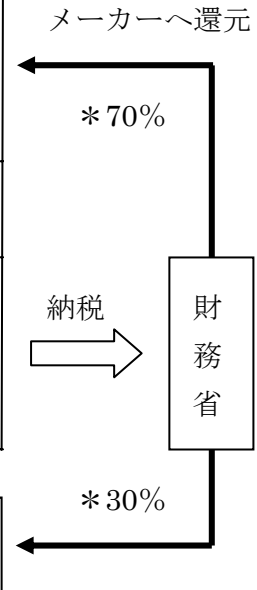
家電製品では「統一省エネラベル」がスタートしている、その多段階評価を活用する。評価に応じた段階的な環境負荷税を製造元出荷時に課税する。対象は一般家庭内で消費電力量ウエイトの高いエアコン、冷蔵庫及びテレビの3製品とする。

・仕組み

3製品の多段階評価（5つ星表示）のうち4つ星の製品を基準値0とし、3つ星評価以下の製品には課税する。

多段階評価	税率	製造事業者（メーカー）
☆☆☆☆☆	0%	前年度の業界総出荷台数（クラス別）からメーカー毎に案分し省エネ製品支援金（拡販・研究費）として支給
☆☆☆☆	0%	基準値
☆☆☆	10%	メーカーは各製品に環境負荷税を加算し出荷する
☆☆	20%	
☆	30%	

*印：分配率は協議



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

家電製品製造事業者、環境省、財務省

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- ・ 環境意識のある人にはやさしく、意識不足の人に負担していただく税として公平性があり地球温暖化防止対策費の一部負担にも貢献できる。
- ・ 製品の購入時には、省エネ性など本来の性能・機能が選択のポイントになる。
- ・ もの（製品）を大切にするという日本古来の習慣（省エネ意識の向上）がめばえる。
- ・ 製造事業者として省エネ製品の拡販と開発意欲が増す。逆に省エネ技術の乏しい事業者は支援金が受けられず厳しくなる。
- ・ 「省エネラベリング制度」など、従来の省エネ施策が生かされる。

⑦ その他・特記事項

弊社は家電製品販売を主に営業している関係上、省エネ型製品普及推進優良店に応募いたしました。優良店認定後は、名刺やチラシなど自主的にアピールしていますが、2年余り経過した今日でも優良店の認知度は低いままです。

国として他にも多くの施策が実施されているはずですが、もうそれらの力を強めていく時期に入ったのではないのでしょうか。例えば国や各自治体の仕事を受注する際、省エネ認定事業者には優遇処置があるなどの差別化も必要だと思います。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	(株)山道設備設計事務所		
代表者	山道 富美男	担当者	山道 富美男
所在地	〒 003-0838 北海道札幌市白石区北郷 8 条 4 丁目 9 番 23 号 TEL:011-872-3058 FAX:011-872-3008 E-mail:yamamiti@horae.dti.ne.jp		
設立の経緯 ／沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 52 年 4 月 1 日 山道設備設計を設立 ・昭和 55 年 11 月 18 日 株式会社 山道設備設計事務所 ・平成 20 年 1 月 現在に至る <ul style="list-style-type: none"> ・日本建築家協会札幌支部正会員 ・(社)空調、衛生工学会会員 		
団体の目的 ／事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・空調、衛生、電気設備設計、監理 ・維持、保全、劣化診断に関する企画調査、研究 ・工事完成後の熱負荷、風、給水量、排水量、電力量、運転方法検討に関する確認 ・建物における省エネルギー、対策の研究 		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道庁 (平成 9 年) 環境保全推進委員の委嘱 ・平成 15 年より平成 19 年 12 月北郷はづき公園の公園便所も含め清掃活動 今後も継続 ・平成 15 年より年 3 回石狩管内海岸清掃活動 ・平成 15 年 11 月～平成 17 年 10 月 札幌市役所改革市民会議委員 ・平成 7 年～平成 12 年 モンゴル植樹使節団参加 (事務局長) ・平成 8 年 ミャンマー読売植樹林プロジェクトに参加 		
ホームページ			
設立年月	昭和 52 年 4 月 1 日	* 認証年月日 (法人団体のみ) 昭和 55 年 11 月 18 日	
資本金/基本財産 (企業・財団)	10,000,000円	活動事業費/ 売上高 (H17)	80,000,000円
組 織	スタッフ/職員数 10 名 (内 専従 名)		
	個人会員 名	法人会員 名	その他会員 (賛助会員等) 名

政策のテーマ

地球人として、自分で汚した環境は自分できれいにする

■政策の分野

- ・②地球温暖化防止
- ・⑩環境パートナーシップ

■政策の手段

- ・②制度整備
- ・⑬国民の参加促進

団体名：(株)山道設備設計事務所

担当者名：山道 富美男

■キーワード	こわれる地球	地球人の力	生命を生だす	地球	国民の参加
--------	--------	-------	--------	----	-------

① 政策の目的

- 地球人として、破壊されつつある地球を守る、当り前の義務制度を創設し『未来の子供達に緑の地球をプレゼント』する。
- 個人が出した『地球を守る税』をどこに、どう使用されたか、納税者が確認できようこびが分かち合える事。

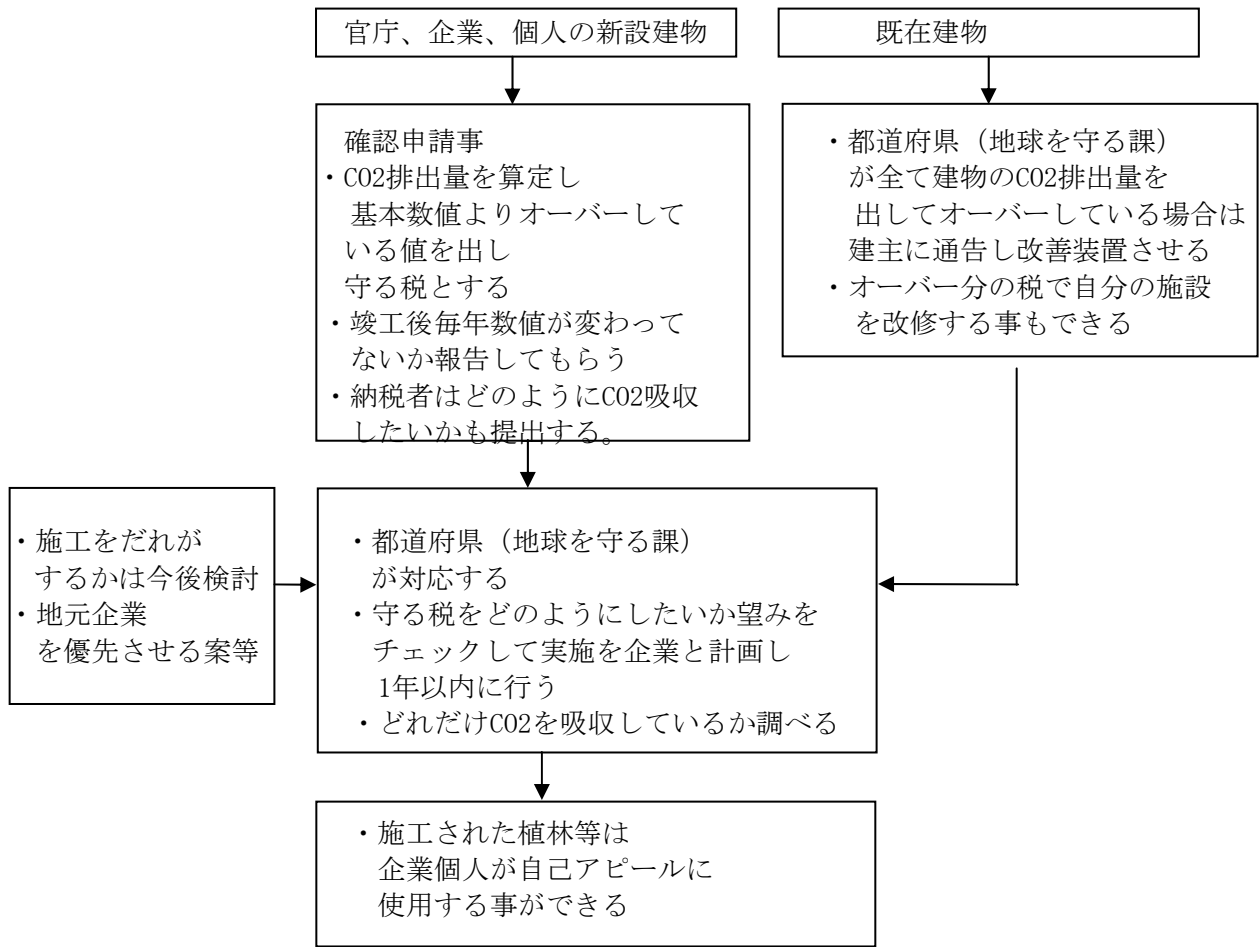
② 背景および現状の問題点

- ・ 便利さと金儲けのために超特急のようにつき進む世界の社会経済、その『つけ』が地球環境を壊し、あと何年人類が暮らしていける地球であり続けるのか。
- ・ 弊社は、日本全国で建築設備設計を行っている。官民とわず、クライアントと地球環境問題が話題にあがるが、法律があればやるけどないから最低基準クリアする設計になる。エンジニアとしてくやしい思いを続けています。
- ・ 法律がなくても人類が地球を守るんだと子供の頃からごく普通に考えれる仕組みを作り企業が個人が汚した環境は国が税金で行うのは『当り前』精神を変えるしくみ作り。

③ 政策の概要

- 全ての企業、産業、事業所、住宅個人が日常排出する、二酸化炭素(CO2)などの温室効果ガス量の基準値を建物ごとに決めて、その数値以上であれば、その量に対し『地球を守る税』として納めなければならない日本基準を作り、世界に約束し『地球を守る税』を世界に進めて行く。
 - 今までの税と違うのは、徴集された税は地球を守る以外には使用できない。自分が納めた税は、地球を守るために何に使うかは、納税者が決める事ができる。
- 基本的にはCO2を放出した分、吸収できる物に使用する。
- ・ 植物による吸収→植林等々活動日本国内はとわず、世界各国に対応できる。
 - ・ 海による吸収 →サンゴ、海草の繁殖活動
 - ・ CO2を削減するための施設対策
 - ・ 既設の建物等のCO2放出量改善のため費用にもできる(対人、自己問わず)
 - ・ 守る税納めて自分で実施した植林等は、その企業個人が自己のピーアールに使用する事ができる。
 - ・ 国が年に1度、企業、個人に対し、表彰し、地球を守るヒーローを作り納税に明るいシステムとする。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

(例-1) ・環境省によると日本の家庭1世帯当り、年間CO2排出量平均で3.4トン(05年度)
(住宅) (照明、家電製品1.6トン、冷暖房0.86トン、給湯0.74トン)

・ 仮の住宅基準 = $3.4 \text{トン/年} \times \text{削減率} 30\% = \boxed{2.5 \text{トン}}$ を基準値とした場合
= 0.9トンの地球守税になる。

(例-2) 産業エネルギー
(例-3) 運輸業
(例-4) 業務、IT
(例-5) 流通業

} 各部門ごとにCO2排出量の値を決める
(基準値は学識経験者、専門委員、法学者も含めて決める)

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- ・ 京都議定書目標達成計画に示された環境負荷削減方策に対し、企業、個人が現実の問題とし効率よく参加できる。
- ・ 国税を使わなくても、国民の痛み(税)が納得する痛みである事（色々と反対もあるが）

⑦ その他・特記事項